

別表 1 (第 6 条, 第 7 条関係)

	新築の場合	購入の場合 (購入にあわせて増築等を実施する場合を含む。)
住宅に関する書類	1 付近見取図 2 配置図 3 各階平面図 4 立面図 (2 面以上)	1 付近見取図 2 配置図 3 各階平面図 4 立面図 (2 面以上) 5 検査済証の写し 6 登記事項の全部事項証明書 7 耐震基準に適合することを証する書類
敷地に関する書類	1 公図 2 登記事項の全部事項証明書 3 現況写真	1 公図 2 登記事項の全部事項証明書 3 現況写真
備考		
1 共通 (新築および購入の場合) (1) 「付近見取図」は, 方位, 道路, 目標物等を記載してください。 (2) 「配置図」は, 縮尺, 方位, 敷地の寸法, 道路境界線, 隣地境界線, 敷地内における建築物の位置を明記してください。 (3) 「各階平面図」は, 縮尺, 方位, 間取, 各室の用途, 各室の床面積を算出することができる寸法線を明記してください。 (4) 「立面図」は, 縮尺, 地盤面, 建築物の高さを明記してください。 (5) 「公図」は, 登記所が発行する土地の位置を示す地図または図面をいいます。 (6) 「現況写真」は, 敷地の全体の状況がわかるものを添付してください。購入する住宅が建っている場合は, 敷地と住宅の全体の状況がわかるものを添付してください。		
2 購入の場合 (1) 「検査済証の写し」は, 建築基準法に基づき交付された検査済証の写しをいいます。紛失等により添付できない場合は, 交付した機関が発行する検査済証を交付した旨の証明書を添付してください。 (2) 住宅に関する「登記事項の全部事項証明書」および「検査済証の写し」は, 新築の住宅を購入する場合で, 認定申請時においてその新築工事が完了していない場合は, 添付不要です。 (3) 「耐震基準に適合することを証する書類」は, 購入する住宅が昭和 56 年 5 月 31 日以前に工事に着手したものである場合において, 耐震診断によって耐震基準への適合を確認していること, または耐震基準に適合させるための改修等を実施することによって耐震基準に適合するものとなることを証する書類を添付してください。 「検査済証の写し」や検査済証を交付した旨の証明書に記載されている建築確認年月日によって, 昭和 56 年 6 月 1 日以後に工事に着手したものであることが確認できる場合は, 添付不要です。 (4) 購入にあわせて増築等を実施する場合における「配置図」「各階平面図」「立面図」については, 予定する増築等の内容がわかるものとしてください。		